

久留米市長宛て
(市民文化部 資産税課)申請者 住所
(所有者)

氏名

電話番号

代理人 住所

氏名

電話番号

固定資産税非課税申告書
(公共の用に供する道路)

下記の土地は、現況が地方税法第348条第2項第5号に規定する「公共の用に供する道路」に該当しておりますので、非課税の適用を受けたく申告いたします。

なお、申告する土地の用途が変更となった場合は、その旨を直ちに資産税課へ申告いたします。

非課税を申告する物件					
区分	町名	地番	登記地目	登記地積	道路部分の地積
土地					
土地					
土地					
土地					
土地					
添付書類			調査事項		
			調査員		
			地方税法第348条第2項第5号に該当		

太枠の中をご記入ください。

- 備考 1 過年度分の固定資産税について、後日境界確定測量等により道路地積が相違しても異議を受け付けることはできません。
- 2 道路地積に変更がある場合は、改めて申告書を提出していただき、申告書をいただいた翌年度から固定資産税・都市計画税が変更となります。
- 3 代理人が申請する場合は、土地所有者からの委任状が必要です。